

国立大学法人東京農工大学における競争契約の公表に関する基準

平成20年1月16日
学 長 裁 定

国立大学法人東京農工大学における競争契約の公表に関する基準を次のとおり定める。

1 内容を公表する契約

一般競争入札又は指名競争入札により締結する契約（本学の支出の原因となる契約に限る。）

2 内容を公表する事項

公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量

契約を締結した日

契約の相手方の商号又は名称及び住所

一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨
契約金額（単価契約等にあつては、年間支払（見込）額）

予定価格（公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）に限る。）

3 公表する時期

契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内）に本学のホ - ムペ - ジにおいて逐次公表する。

4 公表する期間

公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日まで公表する。

附 則

この基準は、平成20年1月16日から施行し、平成20年1月1日以降に一般競争入札又は指名競争入札より契約を締結した案件について適用する。